

個人情報収集原則の例外事項（類型事項）
（条例第 5 条第 2 項第 9 号関係）

番号	事 務 名	収 集 先	本人以外から収集する必要性
18	臓器提供に伴う 児童虐待情報等の 収集	児童相談所 婦人相談所、 警察その他関 係団体	<ul style="list-style-type: none">・ 18 歳未満の脳死又は心停止した児童が、虐待を受けていた可能性を完全には否定できない場合に、臓器提供を行う施設がその者について臓器提供が可能か否かを判断するため、当該児童やその家族の個人情報の収集が必要となる場合がある。・ 児童虐待情報等は、本人又はその家族から収集できなかつたり、本人又は家族からの情報では客観的な情報が得られないおそれがある。・ 児童虐待等の有無を客観的に確認できる情報は、児童相談所等が保有するため、これらの機関に照会することが合理的である。

別紙 2

センシティブ情報の収集禁止の例外事項（類型事項）
（条例第5条第3項第3号関係）

番号	事 務 名	収集する個人情報	当該情報が必要不可欠である理由
1 4	臓器提供に伴う 児童虐待情報等の 収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思想、信条等に関する 個人情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳未満の脳死又は心停止した児童が、虐待を受けていた可能性を完全には否定できない場合に、臓器提供を行う施設がその者について臓器提供が可能か否かを判断するための必要不可欠な情報として、当該児童やその家族の思想等の情報を収集する場合がある。

個人情報の提供の制限の例外事項（類型事項）
 （条例第6条第1項第8号関係）

番号	事 務 名	提 供 先	目的外の利用及び提供の必要性
4	臓器提供に伴う 児童虐待情報等の 提供	臓器提供を 行う施設（県 立病院、大学 附属病院、民 間の病院等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳未満の脳死又は心停止した児童が、虐待を受けていた可能性を完全には否定できない場合に、臓器提供を行う施設がその児童について臓器提供が可能か否かを判断するため、当該児童やその家族の個人情報の収集が必要となる。 ・ 児童虐待情報等は、本人又はその家族から収集できなかつたり、本人又はその家族からの情報では客観的な情報が得られないおそれがある。 ・ このため、臓器提供を行う施設からの照会に対し、児童相談所が保有する児童虐待情報又は婦人相談所が保有する配偶者暴力に関する情報等を提供することが必要な場合がある。